

中央環境審議会土壌農薬部会の専門委員会の設置について

平成21年11月30日

土 壌 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第9条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壌農薬部会に置く専門委員会について、次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壌農薬部会に、農用地土壌環境基準等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）のうち農用地に係る環境基準及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に係る専門的事項について調査する。
3. 専門委員会に属するべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
4. 専門委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び委員会の議案を専門委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
5. 部会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。